

令和3年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【憲 法】

問 Y県立大学法学部に憲法担当教員として所属する教授X（以下、単にXと述べる）は、「自衛隊の活動をめぐる、いわゆる安保法制（＝平和安全法制）は憲法9条に反するから違憲である」、という内容の見解を、地元のテレビや新聞でしばしば述べている。その結果として、Xは、野党である国政政党A党の地元政治家らから、「今度の市民向けの集会は、分かりやすい講演と歌や踊りを組み合わせることで、楽しいお祭りにしたいと考えています。そのための県のいわゆる公安条例に基づく許可も、すでに得ております。ついては、X教授にも大勢の市民の前に登壇してもらいたい。安保法制は違憲であることを、憲法学者の立場から一般市民向けに分かりやすく説明していただきたい。」と依頼され、引き受けることとした。具体的には、Y県の県庁所在地にほど近い「公園通り」という公共の広場で、近々の週末である土曜日の午後に、A党などの主催で行われる「安保反対まつり」という集会が行われることとされ、Xが講演を依頼されたのもその日時・場所であった。当該集会は、政治家のあいさつに始まり、Xほか数名の学者や専門家による憲法や法律についての市民向けの講演会、そして音楽を背景とした歌や踊りが行われる大規模なものと想定された。

さて、教授Xは上記の集会の前日金曜日に、本来予定されていた法学部の憲法ゼミを実施する時間がなくなったため、学生らに、「今日は休講にするが、たまたま明日土曜日午後に『公園通り』で市民向け講演会を私が行うので、学生さんも私の講演を聞きに来てほしい。正規の代講という手続きはとらないが、本日の授業と同じ扱いで参加者のみなさんは出席扱いとします。」と述べた。翌日、実際に集会が行われた場所に、ゼミ生のほぼ全員が集合した。教授Xの講演もゼミ生にとっては理解しやすいため、彼らは集会の前の方で熱心に教授の講演会を聞き、ゼミにおける学生らの反応と同じ学問的な観点からレポート用紙にメモを書き込んだりした。当日夕方から地元テレビのニュースでは、教授Xの講演が、何度もくりかえしA党などによる「安保反対まつり」の中心的な場面として動画で紹介された。そこには上記の学生らも、ゼミ生のメンバーとして捉えれば誰であるかが分かる程度には、はっきりと写されていた。

学部4年のゼミ生であるPは、Y県の県庁をめぐりて県職員採用試験を受け、第一次試験である筆記試験では上位で合格した。しかし第二次試験である個別の面接試験でPは、「人物評価を行う」という理由で、「あなたは『安保反対まつり』で特定政党に加担する政治活動を行っていましたね？」などと県庁職員によって問いただされた。Pは、「憲法ゼミの参加者として勉強しただけです。」という説明をしたが、不合格とされた。

こうした学生の状況にショックを受けたXは、「Y県庁のPに対する採用拒否は、X自身にとっても表現の自由ならびに学問の自由を結果として侵害することになり、違憲である。」と考え、X自身がY県を相手取り慰謝料を求める損害賠償訴訟を提起しようと考えている。

（小問1）Xの主張を具体的に述べてください。

（小問2）Y県の反論を、具体的に述べてください。

以 上

**【刑 法】**

以下の【事例】を読み、後の【設問1】・【設問2】に答えなさい。

**【事例】**

- 1 Aは、自己の所有するパワーショベル車（時価約50万円相当。以下「本件車両」という。）を使用して、造成地において2週間ほどの工期で造成作業を行っていた。Aは、夕方その日の作業が終わると、本件車両の始動鍵をつけたまま、造成地に駐車して帰宅していた。
- 2 Aと以前から付き合いのある甲は、Aが鍵をつけたまま本件車両を造成地に駐車していることを知り、Aから本件車両の処分を頼まれたり許されたりといったことは一度もなかったにもかかわらず、本件車両を売却して金を得ようと考えた。そこで、甲は、旧知の専門中古車販売業者乙に対し、売りたい車両があると連絡をとったうえ、乙を案内して造成地に赴き、本件車両を見せて、この車両を金に換えられないかと申し向けた。甲は、自分が処分権限をもっていないAの車を処分することを乙には黙っていた。
- 3 しかし、乙は、状況や甲の言動から、その事情に気づいていた。そして、乙は、そうであれば、甲との間で有利な取引ができ、儲けられるのではないかと考え、甲の申し出を受けて本件車両を造成地から搬出して売却することを決意し、甲に車の売却先を探してみる旨回答した。
- 4 その後、乙は、別の専門中古車販売業者Bに本件車両の売却を申し込んだ。Bは、本件車両が駐車してある現地を訪れることにし、某日、乙から電話で指示を受けながら一人で林道を進み、本件車両を見つけた。そして、その状態を確認したうえ、電話で乙と交渉し、32万円で買い取ることと合意した。
- 5 その翌日、Aは、午後5時ころ、造成地に本件車両を駐車して帰宅した。Aの帰宅を確認した乙の指示により、Bは、同日午後6時ころ、運送業者を帯同して現地を訪れ、運送業者に本件車両を大型トラックで搬出させた。そして、Bは、同日午後7時ころ、乙の事務所を訪れ、本件車両の代金32万円を支払った。Bは、上記代金支払に至るまで、本件車両の所有者が乙であるか、それ以外の第三者であるかについて確認をしておらず、代金支払後に、乙が別の所有者との間を仲介した取引であることを聞かされた。
- 6 乙は、甲に対して、本件車両が25万円（上記売却代金32万円から運賃相当額7万円を控除した額）で売れたが、甲の取り分は10万円ではないかと提示し、甲がそれを了承したので、10万円を甲名義の銀行預金口座に振り込んで支払い、残額は、自己の取り分とした。

**【設問1】** 乙の罪責について、具体的事実を挙げながら論じなさい。

**【設問2】** 設問1の乙の罪責を前提にして、甲の罪責について、具体的事実を挙げながら論じなさい。なお、論述に際しては、甲が、3に記述されたように乙が事情を知っていることについて、①認識していなかった場合と、②認識していた場合とに分けて論じること。

以 上